



# 自転車の一定の交通違反に

自転車を利用する皆さん

令和8年4月1日から

対象年齢 16歳 以上

自転車の交通事故を防ぐため、交通事故につながる危険な運転行為などの悪質・危険な交通違反に**交通反則通告制度（青切符）**が導入され、検挙後の手続が変わります。

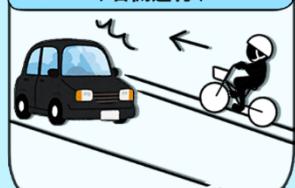
なお、**酒気帯び運転等**の重大な違反については、従来どおり、刑事処分の対象となります。

対象  
車両

自転車

## 対象となる行為 113種類

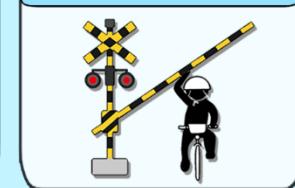
□ 通行区分違反  
(右側通行)



□ 通行区分違反  
(歩道通行)



□ 遮断踏切立入り



□ 並進



□ 通行禁止違反  
(進入禁止)



□ 通行禁止違反  
(一方通行)



□ 信号無視



□ 携帯電話使用等  
(保持)



□ 指定場所一時不停止



□ 公安委員会遵守事項違反  
(傘さし運転)



□ 公安委員会遵守事項違反  
(周りの音が聞こえない)



□ 交差点右左折方法違反



## 反則金額は原付バイクと同等

(最高額 12,000円)

▶▶ 詳しくは、福岡県警察のホームページで掲載している「自転車の青切符導入」をご参照ください。

また、自転車の交通ルールが学べる「自転車の学校」も掲載していますのでぜひご確認ください。



いわゆる青切符が導入



自転車は車両の仲間です

# 交通反則通告制度(青切符)の導入後の流れ

令和8年4月1日から、16歳以上の自転車の運転者による一定の交通違反(反則行為)に対して、**交通反則通告制度(いわゆる青切符)**による違反処理(反則金が科せられる)が行われます。

## 交通反則通告制度(青切符)とは…

比較的軽い交通違反(反則行為)について、一定の期間内に反則金を納めれば、刑事手続(裁判など)に移行することなく、事件が終結される(「前科」がつかない)制度です。



## 自転車による違反行為※原則は指導警告

- 交通事故につながる危険な運転行為を行った場合
- 警察官の警告に従わず違反行為を継続した場合

## ～交通違反として検挙された後の流れ

手続が  
変更!!

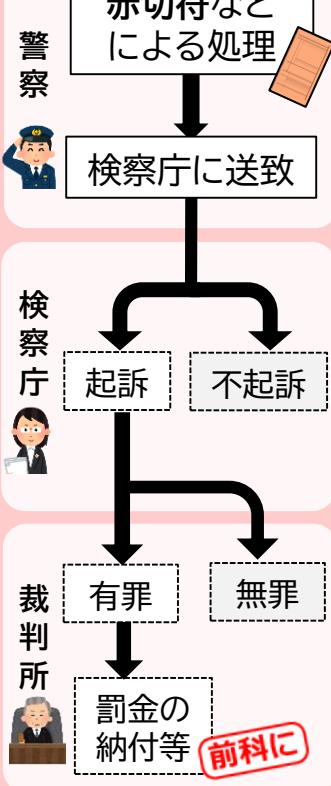


### 導入前

### 導入後(令和8年4月1日以降)

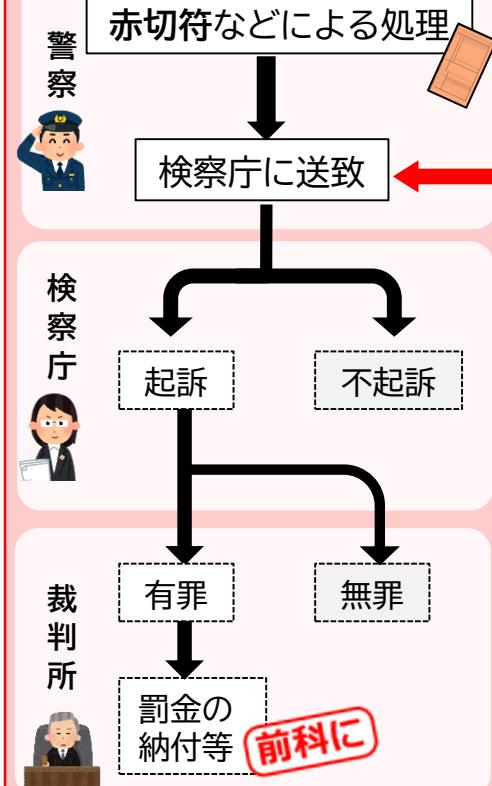
全ての違反行為

#### 刑事手続



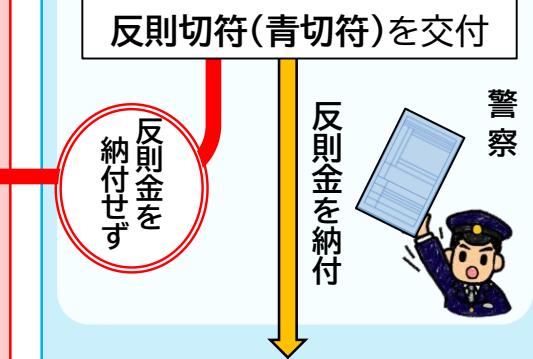
反則行為とならない違反行為  
(酒気帯び運転等)

#### 刑事手続



反則行為となる違反行為  
(信号無視、一時不停止等)

#### 交通反則通告制度



※ 反則行為であっても、刑事手続となる場合があります

- ・16歳未満である場合
- ・交通事故を起こした場合 等

※ 反則金を納付しない場合には、  
刑事手続に移行します。